柳湯落穂集

九巻
十巻

ル 4
1532
5

摂陽落穂集 巻九の壱

一 根津の呂宋左衛門の事
　并ニ半時庵淡々の文
一 六道辻の事
一 市村亀蔵の文
一 風月新地之事
一 家隆令節之文
　并ニ川落寛加合之文
一 曽根新地之事
一 千刈太夫家の代々之事

門田

1532

朝倉亀三

一 麻疹治法之事 并ニ桃ニ梅ニ出ルの文
一 續附録之事
一 諸門の利之文
一 綴の本編之事
一 桐楼治療之事
一 長梅室左の文
一 桐楼女人的之事 并ニ治風の事
一 幸人物語り之事
一 拾百両本用金之事

杉陽之治験集　巻九の壱
桂津の四器大ら之事
小の禅明之治の事　依て西閣は作治せし給ひたるに
とらへ其の所に見え在る　生質穏和にして雲宗寺
も留る人としく治つしく思ひしきて、のおどろき
業を出す其の件は往れしも　如其掛りしを
好むしく其の六口家出入りとりと云ふとも篤くに
之き家にて治くる絶判り　一年西和州の事を
宗之は実に治病の一人その人還歴と　なるの時
半時居法よりに承けを　治り毎月人徒に合見め

女人彼岸として京都二条通り近松寺に届けし候
名は相模といふ女の子をもちて生れつき大に美しく
妙なる形は譬ん方なし小笠原寺町の観音寺の宗旨なる
染ての女なり有りしが或とき先年の夜の夢に観音あらはれ
らく宗尭よりも手に付大八車の上にて乗らせ給ふ
相模は美人の名にきこえ見しとを入しを見て人々
有ければ先よりは観音寺の宗旨なる人々は流行に
男はそれ知るあれども其の上にて十五日の日より
まづ夜にも見て相模は生れつき
寄人と女人世話して世にありしかば加賀の

花相をさらしむ其家の名をとりて相模と
宝暦十二年十二月二日卒死行年三十八才高源
朝水居士相模の墓は羽黒三年正月に立し
かくされけり相模の墓所より野辺の人皆ありて
角力修行一人を付芸者と人見を除りて
道すがら三十年中程に両国の高台の角力をして
浪馬行の人々も至りまで三年のかかれ事の
例に相模が生れ相模の墓所に
名を留し源氏事語は中村経世の段に記せる
も知られて今世の芸者は其名を思ひと。

今は此橋のあたりと然ば新町橋出又是外
雨しきりに雨ふりせりふすいれども舞台ければ名を
かへけり

六道講之事

宝暦五亥年鍋頭流し布となへ其葉笹と
六道講金子出せ是を奉納させて乙未頃御免と成ル

市村亀蔵二代之事

同年秋ゟ女形にて市村羽左衛門倅亀蔵と改
其後俳優にて上方へ上り大和屋と改 大坂津山文七
二代目亀蔵となし 則 狂言

ふきや 海老
女文字浮名天神
大切所作
花橘吉妻寺出
海老蔵ハ市村亀蔵改名也 中村富十郎申へ八月
十日より九月迄 前の出勤を休みたく
芝居の人望けり

風門新地之事

明和四亥年丁亥春中の□山清の先築地より 世人
此節を風門新地と呼びならせり それを異する

并此方より申上候書付写し

家質金銀之事

一 去三月十二日御触書

去ル廿日岸之堀江より百姓町人家屋敷持家質

去藏所宮地[illegible]家屋敷[illegible]又金銀

諸国御料[illegible]園部[illegible]町人家質ニ而

其外私領[illegible]家質[illegible]

其外私領[illegible]加判[illegible]又[illegible]月

[illegible]流其外私領加判[illegible]

右之通世話料銀壱貫目ニ付[illegible]

其外私領[illegible]

一 去三月十二日

大坂[illegible]家質[illegible]

[illegible]町人[illegible]

大坂三郷家質銀高

三拾六貫目 弐千貫目

[illegible]三百[illegible]

大坂[illegible]

三千六百貫目

又[illegible]七千貫目

諸株纏ニ而
弐万三千貫目
代金三千八百三拾両余
大坂ゟ弐万三千貫目ニ而請
弐百六拾貫目
惣合 七千四百七拾貫目
此代金壱万三千両余上納
引当 六千八百七拾貫目渡申
代金拾壱万四千五百両余
翌寅十二月十三日佐倉屋町銀座相渡 新渡唐金不足之分同日より相渡
出来次第渡り候処諸人集り候所 渡諸人

其より右の諸代品物を新規の流出致し候 其より
取ニ至り候を新規ニ相渡し 此節相渡し候
日本国三日御触書
佐倉町銀座相渡し候得ハ 諸人数相集
右之趣ニ候 又は人数相集
右之趣をも相渡し 金銀銀
右ゟ南閑相渡し 御仕法大騒
第八月頃より人数相集候ハ 百姓五六
人御法ニ而丁人御役人ハ 月頃下人共
いつまでも相渡シ候

十二月廿日

是より上ハ以前之なり何日も定之出銀(?)よりり
其外之ニ而法外九拾匁ニ而相場ニ而(?)
銅山之是等之人気を以て山師之[illegible]
大坂銅山之大きなる銅吹屋(?)法人[illegible]
よく知るへし

一 家質之[illegible]之[illegible]より[illegible]
当時[illegible]今九千五百五拾貫目を三ヶ所より
銅問屋[illegible]之[illegible]淀川筋
大川[illegible]人分割[illegible]

是ハ宝暦(?)御銅座ニ而[illegible]大坂[illegible]
割合ハ寛政八年十二月より[illegible]川[illegible]

三口数二万
拾壱万弐百七拾五匁四分(?)

三口壱万二千(?)
二拾壱万五千八百匁 八拾壱貫五百目
上納九千五百両五拾壱万二千弐百拾二匁割 [illegible]
北組壱万[illegible]高 拾二万六千五百匁 九貫目
南組 拾二万七千[illegible]拾弐貫目
天満組 三万七千五百九拾[illegible]七貫目

異船鉄炮之事

明和元年申太坂于日本に鉄炮出来世話異船鉄炮と
申うち也らむ御門に改め候よし

千両大夫身の代之事

安永二年巳鉄炮開発之千両大夫と云ものゝ身の代が候
名を清判しが價千三百五十金余り七年しらうる也
身代なれバ近代の珍事と御定ぶ實す知ん

麻疹流行之事

安永五丙申年太坂市中小麻疹流行す年々[illegible]数
十万[illegible]離[illegible]出せり[illegible]のうる
[illegible]是はしら年よりば小児[illegible]の
[illegible]も[illegible]の[illegible]の人の為[illegible]
[illegible]は[illegible]産婦[illegible]

[illegible]之部

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

いろし黒ん杉のまさしやけしろ鍋まくろめ防くさい
かる子しろかずみ蟹海老たくぼん鯛なし子鮑まで

青物之部

せり三つ葉ふくたちなてうらさき滝くわ茎里芋ずいき牛蒡
あたら山牛蒡あさつき防のしめぢひらめくさきまつなくさとり
蕨かんぞう新しき若菜うりか冬瓜つまさうり西瓜
土筆よめがはちややまう姥ふ胡桃のり梅柿かんぞくり
枳椇山ちまきくしみいずく防しんぜうしきんせう
こせうなでかし山わさびちょじろみせうぶくさずくさ茸の
新らかんのくるずくさこまふのきつきらくこまきのりや

あれかくきうちよらちょうまき素麺冬瓜姥のりかなそし
ちょうかのあんこぶ昆布茶だし毛抱塩辛酢など
首しあてん御子葉茶酒御ちるぞ行の子

貸附請取

門人
寛政八年八月御館書
右遊清水町倉庫之無沼宿ヶ所茶
借之家屋之並之右仕ニ付御中茶之年
者今請文明ヶ所計り九十日限り足右附通帳
一の年八拾八毎ニ五貫目一ヶ月之利息 三之助 母

諸大名衆寄合衆も年中より書上之届有
利足ハ二月より十月迄利足三分ツヽ六十文宛
ヲ今ハ金ニ而被仰付候由御用金之儀
御請取候ニ付差出候様被仰付大目付より
御勘定所江相達候事

琉球人こより

寛永年巳年長崎御城内御書院之義御座候
家来共召連大御番衆ヲ以琉球人を献上し大小刀
御太刀献上候旨大老共被仰候入御手前之儀
申上候ニ付種々被申上候事三月十五日ニ琉球人と御対面

新御番衆より大御番組の外之組頭
おゐて申上候様申渡すへし

鯖の御祝之事

一 七月御祝儀書
刺鯖を献上被仰候ニ付御祝儀数多献上候
献上之品々ハ御前江差上御帳面ニ記候
其外之儀ハ御老中若年寄衆ゟ被仰渡候
右之節ハ御祝義献上之者共御目見被仰付候
其上御老中若年寄衆ゟ御祝之御礼申上候事

杉ハ今日も無事成下ニ而壺井に在り侍りき
若き時壺用達にて大坂にても侍り死失
ら拾承り候て壺井に来りて不覚涙としひ
ろかに候まゝの事ならぬ壺井にても無事に今ぞ
桐ハ不残細かに達して壺に無事を経
東ニ而向後頼壺中にて時々も
桐考ハ性合ハ句編新古之事ハ集て桐枝ニ諸
壺中の子ども

一壺七月

右ハ桑田鍋を送る時者ハ壺井頼ミ侍りけるのよ
ろこびしゝ申されば此の事とも達して年ハ三年
録の句集

梅ふと汁鍋のけふ申さゞるも三年別

桐櫟主添人の文

安永の子庚子五月浪花難波新地に有し桐櫟
長行剃髪完二三條二面にて家主添人江戸居
小兵衛子傍付出ハ其の大坂丹ありて主添人
のちにしめるべし

一長梅十[illegible]の筆

同年十一月大坂にて相撲十五日つとめ大入繁昌し
江戸寛政年中より出替りしが寛政にて十五日
大坂にては抜群にて流行し大に相撲を興行す
江戸へ出くだり毎日石摺二枚出し大坂へ出て入寛政頃
寛政の頃より出て又石摺出して寛政日足が如せ
入込にて寛政よりつくりなりに相撲れども

桐山 相撲人なり給ふ

天明元年丑年五月相撲興行にて角力にて
終りの日より人なりとしてのちに始める

西ノ方
大関 鷲ヶ濱 葵山 陣幕 浮舟 八雲山 土ぐみ

東ノ方
大関 谷風 柏木 蓮生 巻ノ戸 岩ヶ谷 初瀬川

谷風は世人よく知るところにて東の例なきとする
力士にして生国奥州宮城郡霞目村の産なり
又寛政三亥年八月上覧の相撲に出て勝を取る
ことに勝ちて秀の山と名乗るなり達ヶ関
東都にていひし谷風年の頃三十才の時に組合
此の二枚目の関取にて相撲とりて又二枚目十両

近頃所々或ハ之れ總角有之其方之勝負五百八十
二番を残し安永七年谷風梶之助と改め時分
其以来其方上ニ人余同力日括無同とて
寛政元〇酉年十一月撲之の月御行司吉田
追風門人谷風大信以之横綱御免を名乗なりぶ
其後谷風者小野川諸の風まちく勝負を行ひ候て
相勤候し寛政七〇乙卯正月の霊前にて
黄泉ニ趣く法名釈性谷風仙府東漸寺葬
碑名并ニ之りし去迄ハいまだ

奉公人出替り之事

寛政七年卯三月町御触書

今般出替奉公人出替之儀是迄九月三月之二季
極有之候處〇極来相改候處以双方
勝手ニ付候ても何時ニても出替ニ奉公人得と
相くハ勝手次第ニ付て右之段勝手可申候
之外極之事ニ〇可被

括右両御触候之事

同十二年〇摩耶山忉利天堀川合十二家ニ
法用会推而西行作ヲ名書ヲ五十人枚大坂所迄

鳩池菴窓　同　菅西節　同　高木窓
幸町何丞之藤　島山市之藤　茶屋安窓
辰巳屋窓　加嶋屋窓　加嶋屋風之藤
屋白菅太夫　屋白安之藤　正宗白窓

摂陽落穂集　第拾之巻

一　四天王寺田縁之事
　　并ニ猫の川之事
一　同諸堂再建精舎之事
一　椋河法香之事
　　并ニ施行之事

附録

一　茶桐場豊臣遺墓之事

一 銀座業員掛候札之事

一 近来孝子忠兵衛御褒美の文

梅瑞院總集 十 椿之巻

四天王寺因縁之事

享和元年酉三月四日夜八ツ時前小雨降り雷鳴り
天王寺塔の三重目へ雷落来り雷火金堂へ
移り諸堂三十七棟焼失
古金堂の門に小猫の彫物有り世人是を甚五郎の
作といひ伝へり 元[illegible]猫[illegible]といふ
猫の門と呼ぶ此時難波村の百姓某と彫物を
雖ちに持帰り火消して後天王寺へ返納して

今まなせり此猫の門太子堂の北ニ有又虎ハ
彫物せし門ハ太子堂の西ニ有此御門ハ左甚五郎
虎の門とも云是を名人彫ん猫の門ニ并て世ニ名高キ
也太子彫物も此虎の因縁ニ依て虎の門と號ス
して猫の門ハ浪人是猿猫の此御門ニつくらせ

一 蓮池前鐘楼仮堂棟上

享和二年壬戌正月十九日
天満宮焼亡后九年目建之

一 聖太子影向仮堂
亀井水仮堂

同年三月大坂行栄寄進

一 引導鐘 鐘

文化四年卯四月十二日
同 十六日 御鋳事

一 同 撞初

同年十月十六日より
十八日まで

一 鋳始

同巳二月廿日より

一 地築
并ニ池を築ク

同巳四月六日より
十六日まで

四天王寺諸堂再建棟書年

一 東照権現様御宮

銀百六拾壱貫六百七拾目

一 金堂

同五百六拾壱貫六百拾七匁

一 五重塔

同五百四拾二貫七百五拾目余

一　諸堂　　惣目四振舞米三百八拾石余

一　六時堂　　同千弐百振舞米八百八拾五石余

一　太子堂　　同四百四拾振舞米四百弐拾石余

一　宝蔵　　同五振舞米五百四拾石余

一　右七ケ所返作　　同百七振舞米百弐拾振舞余

一　二王門　　同四百米十百四拾石余

一　西重門　　同百四拾振舞米七百五拾振舞余

一　廻廊之内　井戸家形　　同三米四拾振舞余

一　廻廊　　同百九拾振舞米八百四拾振舞余

一　楽家　　同振舞米五百八拾石余

一　宥庵　　同振舞米二百弐拾振舞余

一　鐘楼　　同百八米弐百九拾振舞余

一　鼓楼　　同百八米弐百九拾振舞余

一　食堂　　同百四九米五百四拾石余

一　太子絵殿　　同三振舞米五百四拾石余

一　日西門〔?〕并門　其外虎の門の事　　同振舞米二百振舞余

一 陽明門 是猫の門へ
一 同 唐門
一 同 鐘楼
一 御拝殿
一 護 堂
一 熊野社
一 神明社
一 太子之門 井戸人家形

同 振数六百振合 六卜
同 振数三百五拾振 三卜 み弐百間
同 六振数七振 四卜
同 振数四百卅振 弐拾八卜
同 坪数百振 六卜
同 弐坪数百 三振 八卜
同 弐坪数振 七振 六卜
同 壱坪数百 同

一 御画殿
一 十五社
一 南大門
一 山王社
一 三佛堂
一 石神堂
一 御供所
一 護書堂
一 閼伽井堂

同 五振数七百振 六卜
同 五振 三坪 五坪 七卜
同 六百坪 三百卅 六卜
同 六坪数 五坪 二ト
同 卅坪数 四百 七卜
同 八百 弐振 同
同 振数 五百 八坪 七ト
同 六坪数 五百 八坪 三卜
同 三坪数 四百 七坪 二卜

一 亀井壱岐
同 銀拾五貫五百九拾弐匁三分ト

一 稲葉丹後守 [illegible]
同 六貫 同

一 西門跡 [illegible]
同 四貫弐百七分

一 信楽十二ヶ院 [illegible]
同 壱貫七百拾目壱匁分

一 法華宗 足付
同 弐貫四百目 同

一 曹洞宗 小家
同 五百目四百四拾弐匁分

一 本願寺 小家
同 三千七百九拾匁分

一 浄土宗 [illegible] 小家
同 壱貫五百九拾匁分

〆銀六千四百拾弐貫五百五拾五匁弐分ト
又外ニ諸宗寺院ゟ差出ス新銀
銀九拾目五百弐拾五匁七分ト

〆
摂河洪水之事
享和二年六月廿九日同廿日頃ゟ大風雨はげしく
七月朔日より洪水摂河の諸国村邑弐百余ヶ所水
災の百姓男女老幼廿六七十人と以て
公儀より難民宝を賜ハり御救の

数百人露命を凌き餓渇なかりきハ　御仁徳
何ぞも御づき御国恩に学びに進し出す
大坂市中の諸所助形を以て賑施の小邑
とんども行ひてらさる事なかりし

河州交野郡八ヶ村　若江郡十五ヶ村
讃良郡十二ヶ村　河内郡卅ヶ村
茨田郡八十五ヶ村　渋川郡十ヶ村
摂州東生郡　西成郡　十二ヶ村
島上郡　二十七ヶ村
郷村合　弐百余七ヶ村

惣高　拾弐万三千五拾石四斗弐合
摂河州　淀川筋御国役堤切所　摂州八ヶ所
廣瀬　一ヶ所　凡拾石余　東成八ヶ村　三百弐拾石余
野里　壱ヶ所　四拾石余　野田新家　二ヶ村　六百八石余
世田　壱ヶ村　弐石余
河州
仁和寺　二ヶ所　百五拾石余　三ヶ浜　二ヶ村　五百弐拾弐石余
上島　下島　三ヶ村　之合　六百拾石余　冠　四ヶ所　弐百十石余
三ヶ山　申　二ヶ村　六百十石余

叄文
棒筆ホ
上杉壱ヶ所 五百石余　大塚 弐ヶ所 百卅石余
福 壱ヶ所 二百石余　九条 弐ヶ所 廿石余
照冊壱ヶ所 百五石余　棒筆ホ 五ヶ所 九拾四石余
六郷家壱ヶ所 十二百石余
流出ヶ所村数合二十五ヶ所 切添四拾四ヶ所 田数凡千
高拾壱石除 同年七月二日より日十日迄 ちは所ニて石
旅行ニ而

一 金 百弐拾弐両三歩
一 銀 八貫五百弐拾目
一 銭 壱万五千三拾壱貫壱百文
一 米 三千弐百八拾八石余
一 麦 九拾六石六斗
一 黄豆 百五拾壱石八斗
一 麦粉 弐拾壱石四斗余
　又 六十八俵 六拾俵代
一 味噌 三千八百弐拾貫目余
　又 四斗樽 八十二樽 竹皮包 九千七百包
一 塩 七拾六石
一 香物 百八十四樽 外ニ八斗 七百本

一梅干　拾七石六斗余
又　五拾四俵
一茶　千五百四貫
一昆布　若和布　壱万七千七百七貫
一薪　八千八百五拾壱貫余
右之外半紙莚蓙干魚類雑喉の類又菓子
茶碗之類国々より差出し候品数多有之といへとも
筆紙に記し難く略之　右ハ七月十日迄の書上
委細ハ日記ニ記有之ニ付略ス

同年十月廿二日御触書
当月朔日摂河州洪水ニ付堤切余多所侵
縄手[illegible]入流家数多有之候得共
[illegible]御救として拾万石被下置候
十月廿二日

日置
一、此節洪水ニ付大坂三郷[illegible]
施行いたし候　御上聞ニ達し甚感心ニ候
右之外弐百拾五枚被下候ニ付表徳家名[illegible]

右同拾枚頂戴其後毎年三季ツヽ諸のかうく
此のみ事ぐるしくれば是行末文化の
始より此孫事書わけ落穂編み摂陽落穂集
けつ号しく安き里思え

摂陽落穂集巻八拾遺終

摂陽落穂集附録

近来孝子忠節御褒美之事

一天明五年乙巳大坂天満錦屋孝子之人能勢治郎
扶持米并常々十俵米銀拾枚頂戴
一寛政元年己酉春浪花之内高津新地濱中嶋町
糀屋娘　白銀拾枚頂戴
一同二年庚戌春天満南木幡町平野屋嘉兵衛之
ちよと云人孝子　白銀拾枚頂戴
一同四年壬子春天満出来嶋町山田屋儀兵衛下人七兵衛

忠義ニよつて白銀七枚頂戴
一同五年癸丑五月廿一日堀通町大和かしや
大和屋宗兵衛倅源兵衛并二宗米孝子白銀七枚頂戴
一同年同月立半町増田長兵衛支配借家京屋
兩替屋宗兵衛孝子嘉兵衛并二宗米二付十二宗米白銀七枚
同五枚家人頂戴
一同年同日西陣針屋九右衛門徳兵衛支配借家河
内屋吉兵衛并二宗米吉兵衛十八宗米孝子白銀七枚
同五枚家人頂戴
一同七年乙卯正月廿一日幸町五丁目團野屋源兵衛支配

借家村瀬屋宗兵衛娘ゑん十二宗米孝子白銀五枚
頂戴又丹波枕として一日二宗米合て下さ候
一同年二月室町二丁目定専寺支配地梅屋太兵衛
下人吉兵衛同様宗米忠ニよつて白銀拾枚
頂戴付老母並ニ老尼扶持米一日二宗米合
下され候
一同八年丙辰八月南堂前町山城屋太兵衛かしや
若狭屋十兵衛初名七之祐忠儀白銀七枚
一同十二年庚申九月五条通中町河内屋乙吉孝子
鳥目五貫文頂戴

享和二年蔵本所構 包善七悴藤右衛門孝行ニ付
白銀三枚頂戴

一同四年甲子七月 上所南割町 河内屋新兵衛下人
徳兵衛 忠功 白銀拾枚頂戴

右者子忠節にて[illegible]を[illegible]にて[illegible]渋[illegible]に
[illegible]とは其時を待かね一見を希ふ

弟相備其世恵[illegible]の事

弟相備其世[illegible]恵[illegible]と[illegible]其[illegible]
[illegible]何[illegible]は弟[illegible]備の[illegible]はなれ
[illegible]ハ[illegible]も是[illegible]ハ[illegible]

大豊凡丁井

十ヶ（[illegible]）
九ヶ（[illegible]）
八ヶ（[illegible]）
七ヶ（[illegible]）
六ヶ（[illegible]）
五ヶ（[illegible]）

御高弐千石[illegible]
[illegible]

享保十七年壬子六月廿八日和蘭実測渋川[illegible]
日月行より三日中西洋の桐[illegible]を考へ合せ日蝕合を相
改めらるへき[illegible]　天文方三[illegible]
中西洋を未建議とせしか内田は八年中性合年未定向
三郎を其の後右門は八年月中西洋を考へ改め建議ある
渋川梅を此[illegible]三月に中途にて止む世上より食の建議
ともに[illegible]未建議か到来せしに日蝕十月にて知到来
日蝕の太さ甲月渋川雅よりて渋川方門へ二銀三年
西川正休法對後[illegible]ひて上さる下さると
学者の判断　御公儀より江戸十五年ほとの定

西川正休[illegible]　桜宝暦[illegible]三月より十一月迄渋川の
安永長年と[illegible]年[illegible]に仕立て八延享元年の
春より[illegible]年に宝暦元年[illegible]合せ[illegible]人と
[illegible]精の旨に付[illegible]の暦の西暦十二
御[illegible]渋川編纂[illegible]和蘭年に八宝暦暦[illegible]十二
年[illegible]和年に[illegible]年と[illegible]年をとり宝暦暦十二年
十三月[illegible]渋川[illegible]御用[illegible]渋川役人[illegible]
安永[illegible]年未定[illegible]年[illegible]改[illegible]十一年
寛政[illegible]八[illegible]
[illegible]寛政二年[illegible]性合年未[illegible]

九月迄地西年中ニ八拾枚ニ而余のさや五ツ三ツ四ツ也　商人
斗ニ而相続ニ而内相止ニ而三文目八分拾五分也ト申渡し
其後十月迄西年斗ニ而惣合二万より二万トニ而御座
あまり御座候　是ハ相替　二月廿日迄ニ而雲母屋仰
より御座候ハ御役人様二月廿日ニハ古来銀之
ところ年々三月分の相場惣合七拾枚ニ而拾八匁
斗より七拾七匁八の分より　だんだん之相場
古ハト候ニても少々大ニ門　八ニ拾ニ而四五ト之由也
二ニ而也十六三文ト

銀座箔屋掛落札之事
元禄四年辛未二月廿八日銀座年寄中村内蔵助
殿屋敷　御公儀入札ニ而落札被仰付候
一　濃州揖斐郡　〃　落札　壱匁六分拾五分也
一　雲母布袋西　〃　六匁壱分拾五分
一　手代銀　〃　三匁三分也
一　京都御所　〃　弐匁拾分壱匁
一　東堂薬師　〃　五匁六分拾弐分
一　大春宮文筆入　〃　三匁六分拾五分

一古瀬戸茶入　落札　四貫五百六拾三匁八分
一宗湛茶入　〃　四貫六百四拾匁六分
一十乃手茶入　〃　三貫四百弐拾五匁六分
一井戸小腕　〃　弐貫二百五拾三匁六分
一高麗御本　〃　四貫五百廿目八分
一井戸茶碗　雲　〃　八貫八百五拾五匁
一熊川茶碗　〃　三貫五百二拾五匁
一時代蒔絵硯箱　〃　三貫弐百七拾五匁
一光悦蒔絵硯箱　〃　弐貫弐百五拾五匁
一日野椿硯箱　〃　四貫百四拾目

一文字大金　天平勝宝　大徳寺文書　落札　三貫弐百六拾弐匁七分
一さん掛物打物　〃　壱貫六百目
一若狭内朱盆　〃　八貫十目
一土佐四季屏風　〃　弐貫五百四十五匁
一同　松　屏風　〃　五貫四百七拾七分
一雪舟山水屏風　〃　拾貫五百四拾匁
一光琳牡丹金　〃　六貫六百四拾匁
一真龍虎墨絵　〃　四貫三百五拾匁
一蒔絵文台　〃　六貫五百目七分
一行将軍小屏　〃　九貫七百七拾七匁

一大燈墨跡　〃　弐振七貫四百七拾匁

一定家文　〃　振弐貫目四拾九匁五分

一華好文　〃　振六貫七十振匁

一がん以後　〃　振八貫八百四拾匁

一芦古抹　〃　弐振七貫百目

一牧渓　〃　振七貫六百目

一宗祇文　〃　六貫七百弐振匁

一一休色紙　〃　四貫目六拾匁

一古今集　〃　五貫六百八振匁

一三栢墨文　〃　振弐貫目

一御唐茶碗　〃　振四貫百七拾匁

一井戸　〃　振五貫百七拾振目

一坂根井戸　〃　三振六貫五百目

一香合　〃　九貫三振匁

一千宗旦硯箱　〃　三振四貫五百八拾匁

右八ケ所　茶器扱事

茶器拾数　八百六拾振九百目

銀高合　千貫目　八振九貫目余

一闕所錦　二百　十六ケ所

落札銀二百　二拾振十貫目余

都合二千五百五拾壱月余

摂陽落穂集十冊拾巻大尾

貝原篤信か日本釈名に摂津は八洲
国津あまたある中の津の長なる事
摂津職あれはなるへし よつて [illegible]
二ヶ所 摂津国と称す 津は
くまなくいふ津の国の浦とよむ
[illegible]
[illegible]

こゝかしこ書集めし草稿一冊
ありし桂淵拾遺集と題す
折日詠ひ捨ありしを晩稲の苗乃
後編として出つる時是をしるし置